

JASE

# 現代性教育 研究ジャーナル

MONTHLY JOURNAL of SEX EDUCATION TODAY

2020年  
No. 108  
2020年3月15日(毎月15日)発行

日本性教育協会  
THE JAPANESE  
ASSOCIATION  
FOR SEX EDUCATION

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-23 春日尚学ビル Tel.03-6801-9307 Mail info\_jase@faje.or.jp URL https://www.jase.faje.or.jp 発行人 石川哲也 編集人 中山博邦  
© JASE. 2020 All Rights Reserved. 本ホームページに掲載している文章、写真等すべてのコンテンツの無断複写・転載を禁じます。

contents

トイレ・更衣室をめぐる古くて新しい問題の射程 … 1	多様な性のゆくえ <sup>35</sup> … 11
「青少年の性行動全国調査委員会」が2019年度 寄託者表彰を授賞 … 8	性教育の現場を訪ねて <sup>36</sup> … 12
思いこみのめがね <sup>24</sup> … 10	今月のブックガイド … 14
	JASEインフォメーション … 15

## トイレ・更衣室をめぐる古くて新しい問題の射程

大阪府立大学教授 東 優子

### はじめに

このところ、トイレの多様化・近代化に関連した話題に触れる機会が増えている。その背景には、訪日外国人の増加や東京オリンピック・パラリンピックの開催、さらには2016年に施行された「障害者差別解消法」などがあるようだ。

公共のトイレが使いづらいと感じる人々やその理由はさまざまにある。車いすやオストメイトに対応した「多機能トイレ」の拡充を最優先事項として、乳幼児連れや異性介助者にも優しい「だれでもトイレ」の需要が高まっている。教育現場では、「臭い、暗い、汚い」を「キレイ・快適・かっこいい」に変えることで「学校でトイレに行けない症候群」を解消しようという取り組みもあると聞く。1日に何度も利用するトイレは、誰にとっても、身近で切実な問題なのである。

「だれでもトイレ」のピクトサインについては、トランスジェンダーなど、SOGI（性的指向・性自認）

の多様性に係るニーズを「見える化」したデザインも考案されており、国内でも、これを採用する企業・行政・教育機関が増えている（図表1）。このように、SOGIの多様性を含めたダイバーシティ&インクルージョン（多様性と包摂）が進みながらも、いまなおトランスジェンダーの多くが困難な状況に直面し続けている。

そこで本稿では、トランスジェンダーのトイレ・更衣室問題を主題とし、画一的な対応の問題点や、古くからある「男女同室禁止」をめぐる議論を取り上げる。これらに通底する問題を考察し、過去の教訓を今後の議論に反映させていくことが、本稿の狙いである。

### トランスジェンダーのトイレ問題

ダイバーシティ&インクルージョンで最も重要なことは、「みんなちがって、みんないい」をリップサービスに終わらせることなく、「合理的配慮」(reasonable accommodation)を提供していくことにある。



図表1 「だれでもトイレ」のピクトサイン例

ここでいう「配慮」とは、これが上記の訳語である限りにおいて、一般的な「心遣い、気配り」という意味とは異なる。社会が生み出す問題により、何らかの困難に直面している当事者のニーズと自己決定を最大限に尊重しつつ、「理にかなった（具体的な）調整」を図っていくことを意味する。

2017年5月、日本経済団体連合会は、「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて」と題した提言を発表し、LGBTへの理解促進と、多様な人材の存在を前提とした環境・制度の整備に言及している<sup>(1)</sup>。この中で報告されている調査結果によれば、全233の企業・団体の91.4%が「LGBTへの取り組みの必要性」を認識しており、「LGBTに配慮した対応を実施または検討している」と回答した178の企業・団体のうち、39.3%が「性別不問のトイレ等職場環境の整備」に取り組んでいるという。

文部科学省（以下、文科省）が2015年に発出した通知および、これに関連して翌年に発表した『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）』においても、性別違和のある児童生徒への具体的な配慮事例として、「職員トイレや多目的トイレの利用」が紹介されているところである<sup>(2)</sup>。

以上により、企業・学校において、一定程度、トランスジェンダーのトイレ問題が意識され、また対応が促されていることがわかる。しかしこうした対応が、必ずしも当事者ニーズに沿ったものではないことを示唆した調査結果も、複数報告されている。

例えば、岩本健良・金沢大学准教授らが実施した

「オフィスのトイレ利用」に関する調査（2018）によると、トランスジェンダーの回答者299名の約4割が、本来希望するトイレを利用できておらず、8割が「男女共用」を利用しているという。この傾向はトランス女性にとくに顕著で、57%が「女性用トイレ」を希望しながらも、半数以上が「男性用トイレ」で我慢している、と報告されている<sup>(3)</sup>。

### 「女性トイレ使用制限は違法」国に賠償命令

2019年12月12日、東京地裁において「注目の判決」<sup>(4)</sup>が下った。職場で、女性トイレの利用を制限されるなどしたトランス女性が、差別的な扱い・環境の改善や賠償請求をしていた裁判で、勝訴したのである。

原告は、経済産業省（以下、経産省）に勤める50代のトランス女性職員で、男性として入省したが、幼少期から性別違和を感じていたという。1998年に「性同一性障害」の診断を受け、11年にわたる女性ホルモンの投与や、背広姿から女性らしい服装に変えることなどによる「社会的な性別移行」を経て、2009年から人事部との話し合いを始めた。

同じ部署で働く同僚に「性同一性障害」について説明するなどのプロセスを経て、2010年から女性用の休憩室や更衣室の利用が認められるようになり、2011年には戸籍上の名前を女性名に変更した。しかし、女性トイレの利用については、制限が設けられた。他の女性職員とのトラブルが生じる恐れがあるとして、女性用トイレを利用する場合は、勤務する部署から2階以上離れたところにある女性用トイレを使うよう告げられたという。

彼女は戸籍の性別変更をしていない。健康上の理由から性別適合手術を受けておらず、「性同一性障害特例法」が定める要件の一部を満たさないからである。ちなみに、①20歳以上である、②婚姻していない、③未成年の子がいない、④生殖腺の機能を永続的に欠く状態にある、⑤性器の外観が移行する性別のそれに近似している、という5要件については、それ自体に「人権問題」が内包されており、国際的な潮流を踏まえた法律改正の議論を要する<sup>(5)</sup>。しかし上司には、「なかなか手術を受けないんだったら、もう男に戻ったら」と言われ、これを引き金に抑うつ状態になり、約1年半の休職を余儀なくされた、と彼女は主張

図表2 全国の学校における、性同一性障害に係る児童生徒への対応事例（文部科学省2015）

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の服装・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫等	自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める、入浴時間をずらす

している。

原告女性の訴えには、人事異動の制限という差別的処遇も含まれている。「通常は2～3年」と言われる中で、彼女の人事異動は10年以上も行われていない。上司からは「戸籍の性別変更をしないと人事異動ができない」と言われたという。また、性別変更ができないならば、異動先の同僚職員に戸籍上の男性であることをカミングアウトするよう求められ、全員の理解がえられなければ、女性トイレの使用は認められないと告げられた、とも主張している。

こうした処遇を不服として、中立の第三者機関である人事院に申し立てたが、退けられた。「手術して性別変更していない」ことを理由に処遇を変えようとしない経産省との話し合い、その処遇を追認した人事院判定に限界を感じ、2015年、人事院判定の取り消しと慰謝料などを求めて、提訴に踏み切ったという。

以上が、裁判に至るまでのあらましである。国側からすれば「事実誤認」もある。例えば、女性用更衣室や休憩室の利用を認めたというのは、女性職員として認めたわけではなく、「性別適合手術を受けるまでの暫定措置」だったと主張している。

国は敗訴判決を不服とし、原告女性も判決の一部を不服として、双方が控訴したことから、舞台は東京高裁に移ることになった。しかし今回、裁判長が「国民の意識や社会の変化に照らせば、自ら認識する性別に即して生活する重要な法的利益の制約は正当化できな

い」と述べて違法性を認め、国側に賠償を命じた意義は大きい。

### 「戸籍上男性は、女性ではない」という形式論の弊害

わたしは、原告側の専門家証人として出廷していたのだが、原告女性と初めて会ったのは、1996年に発足した「TSとTGを支える人々の会（TNJ）」の主催イベントだったと記憶している。個人的なつきあいがあったわけではなく、TNJの活動を通じて知る限りだが、彼女が「性別移行」にかけた長い歳月を承知している。

「性同一性障害特例法」や「戸籍主義」に翻弄される人々は、彼女だけではない。2015年にも、別のトランス女性が、フィットネスクラブから受けた扱いは「人格権の侵害」であるとして、京都地裁に提訴した例がある。原告の50代の会社経営者は、性別適合手術を受けていたが、既婚で、未成年の子がいたことから、やはり戸籍上の性別を変えることができない状況にあった。女性更衣室などの利用を希望したが、手術後にも「男性の格好をして、男性用のシャワーや更衣室を使用すること」を求められたという。本件は2017年に和解成立となったが、クラブ側は最後まで「戸籍が男性の場合は、男性として扱う」との姿勢を崩さなかったと報道されている<sup>(6)</sup>。

経産省職員の裁判後の取材で、わたしは次のようにコメントした。「手術を受けていない、戸籍が変わっていないという形式論で、小中学校でも性自認に沿ったトイレの使用が認められない現状がある。判決の意義を踏まえ、職場や学校や地域社会で性自認を尊重した対応がいっそう広がることを望みたい。」(朝日新聞 2019年12月12日付)

## 「配慮」という名の「排除」

上記コメントで言及した「小中学校の現状」というのは、前出の文科省通知および冊子に登場する対応事例(図表2)を指す。同省は、「画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や課程の状況等に応じた取り組みを勧める必要がある」と注釈しているのだが、現場では先行事例に倣ったマニュアル的な対応が増えていると聞く。

「職員トイレや多目的トイレの利用を認める」というのは、性自認に沿ったトイレの利用を「認めない」ことを意味する。それがたとえ、「女子」として入学が認められた小学校1年生であっても、である。ちなみに、「学校施設整備指針」で、トイレの設置場所は「10分の休憩時間に往来できる距離にあることが重要」だとされているが、「多目的トイレ」が教室近くになくて困るというのは、車いすの児童生徒が直面する問題としても指摘されている。さらに、周囲の興味本位な視線にさらされ、「特別な事情」を詮索されるストレスも生じる。そのことが結果として「アウトティング」につながるリスクも想定しなければならない。

修学旅行や合宿で「1人部屋の使用を認める」ということも、本人がそれを望んだのでなければ、「合理的配慮」(=理にかなった調整)を提供したことにはならない。わたしが出会った中学生のトランス女子の例で言えば、学校が決定した「配慮」を告げられ、「修学旅行の夜、女子みんなで枕投げをしたり、“恋バナ”するのを楽しみにしていたのに」と泣いていた。彼女にしてみれば、「配慮」という名のもとで「排除」されたも同然だった。大事なのは、先行事例に倣ってマニュアル的な対応をするのではなく、当事者ニーズを最大限に尊重することである。

もっとも、現場の困惑と苦労は想像に難くない。学校は、隅々に二分化されたジェンダー・システムが

張り巡らされた社会の縮図であり、「ジェンダーの再生産装置」という顔をもつ。SOGIの多様性はおろか、教育課程には基礎的な性教育さえ組み込まれていないのであって、いきなり現場で、組織・制度と当事者ニーズの板挟みになりながら調整を迫られる教員の苦労は、察するに余りある。

だからこそ、2015年を境に全国各地で教員研修が実施されているのであり、組織的な取り組みが進んでいることは大いに評価できる。しかし、画一的・マニュアル的な対応に陥らないためには、調整から決定までのプロセスがカギとなり、当事者(ニーズ)がその中心に位置づけられていることが重要になってくる。

## 「周囲の理解・周囲への配慮」問題

ところで、上記のような「配慮事例」は、「学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要である」という文科省通知にしたがった、ということの説明がつく。判断には「周囲に配慮」が働いた、と想像する。周囲とのトラブルが予見される場合、学校側はそれを避けなければならない。前出の経産省職員の処遇をめぐる裁判においても、国側は、労働安全衛生法でトイレは男女別にすると定められていることを根拠に挙げ、「性暴力を心配する女性の心情に配慮することには一定の合理性がある」と主張している。

実はいま、社会の一隅で、フェミニストを標榜する人々の間でも、「性暴力を心配する女性の心情」をめぐる、激しい論争が展開されている<sup>(7)</sup>。そのきっかけは、2018年にお茶の水女子大学が「自分の性自認に基づき、女子大学で学ぶことを希望する人」の入学を認めてトランス女性にも門戸を開く方針を発表したことにある。

現役受験生の場合、その多くは20歳未満で、「性同一性障害特例法」の要件のほとんどを満たさず、戸籍上の性別を変えることができない状態にある。同大学は、「性同一性障害」の診断書の提出も義務づけていないことから、原則的には、本人のセルフ・アイデンティティが受験資格を判断する基準になる。

補足しておく、諸外国には、本人の自己申告のみで、診断書も(ましてや手術などの医学的介入も)必

要とすることなく、ごく簡便な手続きで法的に性別変更することが可能な国がある。2012年にこれを実現したアルゼンチンを先例として、マルタ共和国、デンマーク、ノルウェー、アイルランド、ギリシャなど、同様の法体制をもつ国が増え続けている<sup>(8)</sup>。

しかしその一方では、ごく一部であるがトランス排除主義的ラディカルフェミニスト (trans-exclusionary radical feminist = TERF) と呼ばれる人々が台頭し、「トランス女性は女性ではない」という主張を展開するようになった。それと同様に、日本でも「排除」と「包摂」をめぐる議論の応酬が展開されるようになったというわけである<sup>(9)</sup>。

「排除」派が中心的争点とするのは、性別適合手術を受けていない、ペニスがついたままのトランス女性が「女性専用」の領域に入ってくることによって、女性の安心・安全が脅かされる、という問題である。「女性専用」が必要とされる背景には、女性に対する暴力の問題があり、性的視線にさらされるトイレ・更衣室（あるいは風呂）は、まさにそうした暴力の温床であり続けている。「排除」派にとってこれは、ゾーニングの問題であって「差別」ではない。

しかし、トラブルが起こる可能性がゼロではないという理由で、トランス女性のアクセスを制限したり、公的領域から排除したりすることが差別ではない、という発想は、かつての米国における「分離はしても平等 (separate but equal)」主義を彷彿とさせる。これは、教育・職業・公共施設において黒人を分類することは差別ではない（なぜなら黒人と白人を一緒にするとトラブルが起こるし、機会を奪うわけではない）という考えを正当化するもので、米国最高裁判所が1896年に下した有名な判決から、1950年代までの半世紀以上にわたって米国で標準とされた考え方である。

性別・人種・民族・肌の色・ルーツ・宗教・障害の有無と同じく、SOGIが「人権」である以上、トランス女性を排除したり、行動に制限を加えることは「人権侵害」である、とわたしは考える。少なくとも、「マイノリティ」の人権問題を扱う上で、周囲の理解が十分でないことや、人々が抱く不安や嫌悪を理由に「周囲への配慮」を優先させるということは、本末転倒である。そのことを明確に指摘し、批判したのが、以下に紹介する「府中青年の家事件」を扱った裁判の判決文である。

## 「府中青年の家事件」の教訓

1990年に起こった「府中青年の家事件」は、同性愛者の権利擁護団体「動くゲイとレズビアンのかい」（通称「アカー」）のメンバー18名が、東京都の公共宿泊施設である府中青年の家を合宿利用していたところ、他の利用者からハラスメントを受けたことに端を発する。適切な対処を求めたアカーに対して、東京都は「都民のコンセンサスを得られていない」として、次回からの利用を認めないとした。その理由として挙げられたのは、「男女同室禁止」のルールである。同性愛者同士が〈同室同宿〉すると、性交渉が成立し、青少年の健全育成によくない、というのである。これは裁判に発展し、1997年にようやく原告勝訴が確定した。東京高裁判決では、次のように述べられている。

「平成2年当時は、一般国民も行政当局も、同性愛者ないし同性愛者については無関心であって、正確な知識もなかったものと考えられる。しかし、一般国民はともかくとして、都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。このことは、現在ではもちろん、平成2年当時においても同様である。」

公共施設での性行為がいけないのであれば、それを禁止すればよい、というだけの話である。この事件の教訓は、同性愛者への対応問題に限定されないのであって、人権課題であるSOGIをめぐる議論にこれを生かし、「周囲の理解・周囲への配慮」を優先させることの問題を考えていきたいものである。

## 「なぜ修学旅行の部屋は男女同室じゃないの？」

異性愛・シスジェンダーの〈同室宿泊〉についてはどうか。このような問を立てること自体、「だから、ジェンダー・フリーや性教育はバッシングされたのだ」という批判を許すことになるかもしれない。ジェンダーフリー教育について、次のような言説が拡散さ

れた時代があったからである。(バッシング言説を拡散した中心的メディアは産経新聞などだが、ここではあえて別の媒体による報道を引用する。)

「体育の着替えを男女同室で行うなど、行き過ぎた男女の同一化の動きにもつながっている。」(毎日新聞 2006年1月10日付)

「全国の公立小学校の6割強で体育のための着替えを男女同室で行っていることが、文科省が行った『学校における男女の扱い等に関する調査』で分かった。調査では男女同室での宿泊など一部に問題があることも分かり、同省は30日、『児童生徒に羞恥心や戸惑いを感じさせる恐れが大きい』として都道府県・政令市教委に対し、是正を求める通知を出した。」(毎日新聞 2006年6月30日付)

同調査<sup>(10)</sup>の背景にあるのが、2000年に入って露骨に展開されるようになった「ジェンダーフリー／性教育バッシング」である。そして、バッシング派が中心的争点としたのが〈同室着替え・同室宿泊〉だった。2005年、自民党内に安倍晋三幹事長代理(当時)主導による「過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム」が結成され、同年12月に決定した「第2次男女共同参画基本計画」には、以下の記述が盛り込まれた。

『「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと(中略)は、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。』

上記にある「ジェンダー・フリー」を「性の多様性」や「SOGIの多様性」に置き換えて読むと、トイレ・更衣室に代表される、今日のトランス女性への対応・処遇をめぐる議論に通底する問題が見えてくる。

ちなみに、文科省調査(2006)をよく読めば、〈同室着替え〉が行われていた理由は「更衣室や空き教室がない」、「あっても、行くのが面倒」といったことであり、ジェンダーフリー教育とは無関係であったことは明らかである。(具体的な状況についても、わたしを含む、一定の年齢以上の層であれば、実経験とし

てよく承知しているところである。)さらに、修学旅行などでの〈同室宿泊〉についても、中学・高校ではほぼゼロで、最も多かった小学校5年生でも、全国で236校(1.06%)とかなり少ない。その理由も「従前からそうしてきたから」といったことで、ジェンダーフリーとは無関係であった。

バッシング派の主張とは逆に、実際にあったかもしれない「(児童生徒に)羞恥心や戸惑いを感じさせる恐れ」という問題については、それこそが「ジェンダーに敏感な視点」で学校を見直そうという、性教育を含めた取り組みが解消しようとした課題だったはずである。それは、今日のハラスメントとは何か、「性的同意」とは何かをめぐる研修や教育など、「安心・安全」を保障するためのさまざまな取り組みにもつながっている。

ところで、本節のタイトルにある「なぜ修学旅行は男女同室じゃないの?」は、インターネットの電子掲示板で見つけた質問<sup>(11)</sup>である。修学旅行の〈同室宿泊〉に関連した質問は、2004年から2018年までの間に15件ほどあるのだが、この投稿の閲覧数が他と比べて「桁違い」に多く(16,074件)、目をひいた。

投稿者は、自称「21歳の社会人男性」である。小学校時代にも、同じ質問を担任にしてみたが、「様々な問題を防ぐため」という以上の回答は得られなかったという。中学校で再び、今度は友人と3名で「部屋を男女同室にして」と懇願したが、満足のいく回答が得られないまま、却下されたと説明している。

「夜中に布団に入りながら、じっくりおしゃべりするのが修学旅行の一番のイベントとも言えますが、こーゆう話が女子と出来なかった事が残念に思います。(中略)みなさんも、こんなの絶対におかしいと思いませんか?」という彼の意見に、「不純」、「幼稚」、「非常識」といった批判的なコメントが回答欄に並んでいる。しかし投稿者はこれに怯むことなく、性的トラブルの防止を理由に挙げた回答者の説明にも、改めて次のように反論している。「…学生同士で性行為をするのが悪いことだというのは、たとえ中学生でも完璧に理解できている年齢です。(中略)その常識が分からない人は、修学旅行が来る前にとっくにヤッてるはずです。」(原文ママ)

この投稿に次いで閲覧数が多かった、別の、やはり修学旅行の部屋割に関する投稿とそれへの回答<sup>(12)</sup>で

は、小学校教員だという人が、「私は担任中、男女同室にしました」とコメントを寄せている。この先生は、「もちろん一人一人の気持ちにも配慮したり、保護者の心配にも気を配ったりしました。信頼してくれた保護者には感謝しています。中学ではもう出来ないだろうと思って」と説明している。それがいつのことだったのかは不明だが、電子掲示板には〈同室宿泊〉だった自身の経験を語る人の書き込みが散見される。

## 「人権運動は、3歩進んで2歩下がる」

世界には、ところかわれば、異性愛の男女が〈同室宿泊〉しても、そのこと自体が性的トラブルの原因にはならない社会、そのような心配によって行動を制限しなくて済む社会が存在している。フィンランドでは、異性愛者の大学生が男女同室で、全裸でサウナを楽しむ文化があると聞き、さすがにカルチャーショックを覚えたが、暴力被害を心配しなくても済むという点は素晴らしい。安心・安全が保障された状況を支えるのは、ジェンダー平等や性的同意に関する対話や教育の積み重ねであろう。

何が理想かという答はひとつではないが、少なくとも、性別適合手術をうけていない（ペニスがついたままの）、戸籍上の性別が男性であるトランスジェンダーの存在が、シスジェンダー女性の安心・安全を脅かすという心配の解消は、トランスジェンダーが引き受けるべき問題ではない。性的視線にさらされ、性暴力被害を心配し続けなければならない女性が引き受けるべき問題でもない。修学旅行の部屋割について「こんな絶対におかしいと思いませんか？」と問いかけた投稿者のように、より多くの人々を巻き込みながら「あたりまえ」を見直していくことが求められる。

「LGBTブーム」とも言われる日本社会で、TERFのような「トランス女性排除」言説が登場したというのは、ある意味、必然である。SOGIの多様性を含めた「ダイバーシティ&インクルージョン」には、具体的な「変化」と「修正」が伴う。社会的制度・慣行を変えていくには、社会的な合意形成を必要とする。そしてそのプロセスでは、ときに激しい議論の応酬が展開される。異なる価値観をもつ人々が複雑に交錯するグローバル化の時代にあって、合意形成がますます困難である状況も生まれている。しかし少なくとも、前

出の裁判で、「国民の意識や社会の変化に照らせば、自ら認識する性別に即して生活する重要な法的利益の制約は正当化できない」と裁判長が述べるほどには、日本社会の状況は、確実に変化している。

2020年2月に東京で開催されたシンポジウム「司法を通じた同性婚の実現」で、ハワイ州最高裁判所判事・サブリーナ静江マッケナは「人権運動は、3歩進んで2歩下がるものです。」と述べた。この言葉には続きがある。「しかし、常に、前進します。」過去の教訓に学び、問題の本質や構造がどこにあるのかを見据えながら、今後も議論が重ねられていくことを願っている。

(注)

- (1) 日本経済団体連合会 (2017)「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて」
- (2) 文部科学省『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）』2016年
- (3) オフィストイレのオールジェンダー利用に関する研究会（金沢大学・コマニー・LIXIL）『オフィストイレのオールジェンダー利用に関する意識調査報告書（公開用資料）』2019年
- (4) 「心は女性 経済産業省の職員 東京地裁 “女性トイレ使用制限は違法”」(NHK「ニュースウォッチ9」2019年12月12日放送)
- (5) GID（性同一性障害）学会「国連諸機関による「強制・強要された、または非自発的な断種の廃絶を求める共同声明」を支持する声明文」2017年3月19日理事会にて承認
- (6) 「生きていて良いんだと思えた」性同一性障害のジム利用者、コナミと和解成立 性別適合手術を受け、女性として暮らしているのに「男性」と呼ばれ……。Buzz Feed News 2017年6月19日
- (7) 千田有紀 (2020)「女」の境界線を引き直す：「ターフ」をめぐる対立を超えて、『フェミニズムの現在』現代思想、48 (4) : 246-256
- (8) 東優子 (2015)「トランスジェンダーの健康と権利」現代性教育研究ジャーナル、52 : 1-9
- (9) 「トランス女性に対する差別と排除とに反対するフェミニストおよびジェンダー／セクシュアリティ研究者の声明」2019年2月26日
- (10) 文部科学省 (2006)「学校における男女の扱い等に関する調査」について
- (11) 教えて!goo「なぜ修学旅行の部屋は男女同室じゃないの?」(2013年2月10日投稿)
- (12) お悩み解決掲示板「修学旅行の部屋割が男女一緒」(2014年6月30日投稿)